

平成 25 年度第 1 回茨木市立保育所の民営化に伴う移管先法人選考委員会

議事要旨

- 1 日 時 平成 25 年 4 月 23 日（火）午後 6 時～8 時 20 分
- 2 場 所 茨木市役所 南館 3 階 防災会議室
- 3 出席者（順不同）
 - (1) 選考委員会委員
 - ①民営化を実施する市立保育所の保護者
清水委員、嶋田委員、諏訪田委員、家田委員
 - ②児童福祉及び社会福祉に関し識見を有する者
小田委員、新野委員、赤土委員、松岡委員
 - ③社会福祉法人の会計事務に関し識見を有する者
山本委員
 - ④茨木市民生児童委員協議会から推薦された者
吉村委員
 - ⑤こども育成部担当副市長
楚和委員
 - (2) 市理事者
木本市長、楚和副市長、柴崎副市長
 - (3) 事務局
佐藤こども育成部長、中井保育幼稚園課長、小西保育幼稚園課参事、松野保育幼稚園課長代理、佐々木保育幼稚園課管理係長、中村保育幼稚園課指導主事、村田保育幼稚園課指導主事、中山保育幼稚園課職員
- 4 傍聴者 1 名
- 5 案 件
 - (1) 委員の委嘱及び委員長を選出について
 - (2) 委員長職務代理の指名について
 - (3) 会議の公開・非公開について
 - (4) 移管先法人募集要領（案）について
 - (5) 移管先法人選考基準（案）について

6 発言要旨

事務局： 平成 25 年度第 1 回茨木市立保育所の民営化に伴う移管先法人選考委員会を開催する。

市長： 【あいさつ】

事務局： 第 1 回会議に入る。

【委員・出席者紹介】

【市長、柴崎副市長 退席】

配付資料を確認。

当選考委員会は、茨木市附属機関設置条例第 2 条の規定に基づく附属機関であること、また、組織、運営その他必要な事項を規則で定めている旨を説明。

担任する事務については、市立保育所の社会福祉法人への移管に係る選考、選考基準、その他選考に関する事項についての審議に関する事務であることを説明。

選考委員会の委員長について、委員の互選によって定める旨を規則で規定しており、委員長の選出を依頼するとともに、本日の選考委員会における案件を説明。

今回は、選考委員会における案件が同じであるため、下穂積及び鮎川と合同で委員会を開催している旨を説明。

委員の互選により、小田委員の委員長就任を決定。

委員長： 【あいさつ】

職務代理として新野委員を指名し、委員了承のもと決定。

まず、「茨木市立保育所の民営化に伴う移管先法人選考委員会」設置の趣旨等について、事務局の説明を求めます。

事務局： 民営化事業評価やこれまでの民営化手法に改善策を講じたことなどから、民営化事業の継続を決定するとともに、茨木市立保育所民営化基本方針改定後における保護者説明会の開催などについて説明。

また、保護者説明会における意見を踏まえ、民営化基本方針実施要領を改定するとともに、茨木市立保育所条例の一部改正（民営化に伴う市立保育所の廃止）について、茨木市議会に議案を上程し、議決が得られた旨を説明。

選考委員会において、適正かつ厳格な選考・審議のもと、より優良な移管先法人を選考していただきたい旨を説明。

委員長： 次に、会議の公開について、事務局の説明を求めます。

事務局： 「茨木市情報公開条例」及び「茨木市審議会等の会議の公開に関する

指針」に基づき、原則公開である旨を説明。

ただし、個人に関する情報や法人等に関する情報を審議する場合は、公開しないことができる旨を説明。

会議録については、要約したものを公開したい旨を説明。

第1回選考委員会の案件である「移管先法人募集要領」については、個人に関する情報や法人等に関する情報などの審議ではないことから、条例及び指針に基づき、原則、公開の規定が適用される旨を説明。

ただし、移管先法人選考基準及び第2回以降の審議については、「茨木市審議会等の会議の公開に関する指針」第3第1項第1号イ（法人等に関する情報）及びカ（事務又は事業に関する情報）の規定に基づき、会議を公開しないことができることを説明するとともに、選考基準を公開することによって、選考基準に基づいた応募書類の作成が可能となり、事業の適正な遂行に支障をきたすおそれがあること、また、今後も、この選考基準を基本に選考することが考えられるため、選考委員会における決定後についても、非公開とすることが事務の適正な遂行のために必要であることを説明。

さらに、第2回目以降の審議については、法人等に関する情報が含まれることから、条例の「法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当することを説明し、公開・非公開の決定を選考委員会で審議していただきたい旨を説明。

委員長： 事務局から説明がありました。

会議は、原則、公開のため、第1回目の選考委員会における移管先法人の募集要領については、公開とします。

選考基準と第2回目以降の審議につきましては、今後の事業の適正な遂行に影響があるおそれもあります。

根拠条項といたしましては、「法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するものと判断されます。

したがって、選考基準及び第2回目以降の審議については、非公開にすることが適当ではないかと考えられるが、ご異議ございませんか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、本日、移管先法人募集要領に関する資料については、公開のため、傍聴者への閲覧を許可します。

ただし、選考委員会において、これから議論して決定する選考基準については、今後の民営化のプロセスに影響を及ぼすことも考えられるた

め、選考基準決定後においても非公開という扱いにしたいと考えますが、ご異議ございませんか。

各委員： 異議なし。

委員長： 会議録については、要点筆記での公開ということになります。

そして、委員の個人名については、A委員、B委員などの表記をすることによって、公開になるが、ご異議ございませんか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、本日の会議については、選考基準に関わらない部分については公開とのご了承をいただいたので、傍聴者がおられたら、入室してください。

【傍聴者1名入室】

委員長： 傍聴者の方には、傍聴要領に従っていただき、特定の委員を支持するような発言や拍手等は慎んでいただくようお願いします。

また、本日の選考委員会は、移管先法人の募集要領に関する審議は公開となっておりますが、応募していただいた法人を選考する選考基準並びに、選考基準に基づいて具体的な選考が行われる第2回目以降の審議については、事業の適正な遂行に支障が及ぶおそれがあること、また、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものという条項に該当するので、非公開としました。

したがって、選考基準の審議の前に退出していただくことになるので、事務局の指示に従って、退出していただくようお願いします。

それでは、会議次第に従って、本日の議事案件の審議に入ります。

最初の案件「(1) 移管先法人募集要領」について、事務局から説明を求めます。

事務局： 移管先法人の募集要領について、説明します。

資料4の募集要領をご覧ください。

募集要領の1ページでございます。

「Ⅰ 移管する保育所と所在地等」として、保育所名、所在地、定員、敷地面積などの施設の概要を示しています。

次に、「Ⅱ 保育所の移管実施日」については、下穂積、鮎川保育所が廃止になることから、平成26年4月1日をもって民間に移管することになります。

次に、「Ⅲ 応募資格・条件」の「1 移管先法人」では、資料2の「茨木市立保育所民営化基本方針実施要領」の4ページから5ページにあります「6 民営化の方法」における「(1) 移管先の募集及び選定の

枠組み」の①に定めている内容と同じ内容となっています。

これまでの民営化では、移管先法人の募集の範囲を市内に法人本部を置く、社会福祉法人に限定していましたが、事業評価の結果を踏まえ、この度の民営化では、北摂7市3町に法人本部を置き、かつ、児童福祉施設を運営している社会福祉法人が応募できるよう、募集の範囲を拡大しています。

なお、茨木市内に法人本部を置く、社会福祉法人については、社会福祉法第2条に規定している社会福祉事業を営んでいる社会福祉法人の応募を可能にしています。

募集の範囲を拡大した理由については、これまでの民営化において、応募法人が1法人しかなく、募集範囲の拡大を望む声があったことなどが大きな理由の一つでもあります。

また、保護者からもご意見をいただいております、本日、配付している資料9の8ページをご覧ください。

保護者の方からは、「市内・市外に限らず、児童福祉施設を運営する社会福祉法人としていただきたい」とのご意見をいただいております。

しかし、市外の社会福祉法人は、児童福祉施設を運営する法人に限定いたしますが、市内法人については、社会福祉法第2条に規定している社会福祉事業を営む社会福祉法人の応募を可能とし、これまでどおりの条件としています。

これは、これまでの実績を踏まえるとともに、市として市内事業者の育成・支援に取り組んでいるほか、実際に保育所で保育を実施するのは、資格を有した保育士であることや、その保育士の経験年数等についても、一定の条件を設けていること、さらに、本市では、社会福祉法人や保育所設置の認可権限事務の移譲を受けており、法人及び施設の指導・監査をはじめ、連携・調整等が行いやすいことなどの理由から、市内法人の応募資格の変更をしておりません。

資料4、募集要領の「Ⅲ 応募資格・条件」の「1 移管先法人」(2)、(3)、(4)については、それぞれ、法人の姿勢、法令等の遵守、積極的に協力する法人であることなどを応募資格として定めています。

次に、「Ⅲ 応募資格・条件」の「2 移管条件」です。

ここでは、現在、公立保育所として実施している保育内容等の継続性に配慮しつつ、関係法令等の遵守、また、民営化基本方針の目的・考え方にもございますように、保育サービスの充実及び質の向上を図るとともに、保護者の理解を得ること、さらには、財産及び保育内容の移管条件を定め、その履行を遵守することとしています。

次に、2ページの「(1) 定員等」です。

移管後における保育所定員（弾力化を含む）については、現状を継承するとともに、変更については、市と法人が協議することとしています。

次に、「(2) 財産の継承に係る移管条件」として、土地は、5年間、無償貸与するとともに、建物等は、議会の議決を得て、無償譲渡することとしています。

ただし、土地については、市民の共有財産であることから、5年後には、市と法人が協議することとしています。

これらについては、実施要領の「6 民営化の方法」における6ページ、「(2) 財産の承継に係る移管条件」の①②に定めている内容と同じ内容でございます。

その他については、手続き等に関するものでございます。

なお、現在、国において、平成27年度の本格実施に向けて、子ども・子育て支援新制度が動き出していることから、④では、法令等に基づいて、認定こども園への移行における市との協議、また、⑦では、移管時における施設改修等の支援などを定めています。

次に、「(3) 保育内容の継承に係る移管条件」です。

ここでは、16項目の「保育内容の継承に係る移管条件」を設けるとともに、資料5の『「保育内容の継承」及び「保育の充実」に係る移管条件について』として、それぞれの移管条件における解釈等を示しています。

なお、この資料5につきましては、法人の募集の際に、募集要領と併せて、提示する予定でございます。

募集要領の2ページの(3)の①及び3ページの②については、保育所保育指針に規定されている保育内容を適切に実施すること、また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、その他関係法令等を遵守することを定めています。

③以降については、実施要領の7ページ、「(3) 保育内容の承継に係る移管条件」と同様でございます。③の保育士の配置については、国の基準、現在では、府の条例に根拠を置くものでありますが、本市では、独自の基準を設けているので、その配置基準を適用することとしています。

なお、市の配置基準とは、1歳児5人に対して、保育士1人を配置する内容となっており、平成25年度から、私立保育園への補助金の見直しにより、全ての保育所（園）での適用することとなっています。

次に、「④の保育士の構成」については、資料5の2ページ目の④を

ご覧ください。

個々の保育士の専門性と経験年数に配慮した配置として、経験年数3年以上の保育士を2分の1以上、かつ、経験年数4年以上の保育士を3分の1以上配置するものとしています。

これは、実施要領の7ページにも、その解釈・理由を記載しています。

次の「⑤の保育時間」についても、資料5の2ページ目の⑤をご覧ください。

保育時間については、原則、午前7時から午後7時までの保育時間(延長保育を含む。)とし、保育時間の拡大を妨げないものとしています。

なお、保育時間の拡大については、募集要領の4ページ「(4) 保育の充実に係る移管条件」の①に、移管先法人の努力規定として位置づけています。

次に、「⑥の費用負担」については、保護者の負担軽減に留意するとともに、保護者が自らサービスを希望する場合を除きますが、移管前に徴収していた費用以外の負担を求める場合は、当該保育所の保護者、移管先法人、市の三者で組織する三者協議の場で協議し、同意を得ることとしています。

なお、移管前に徴収していた費用については、資料5の2ページ目の⑥、矢印部分のとおり、保育料、延長保育料、教材費、給食(主食)費及び傷害保険料のことです。

次に、「⑦の休園日」については、資料5の3ページ目の⑦です。

開所日は、原則として、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除き、月曜日から土曜日までとしています。

ただし、休日保育の実施に伴い、上記以上の開所日を設けることを妨げないとしています。

これは、募集要領の4ページ「(4) 保育の充実に係る移管条件」の⑤の一つとして、移管先法人の努力規定として位置づけています。

次に、「⑧の給食」については、アレルギー及び宗教食の対応を行うこととしています。

これは、保育所保育指針及び大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例にも規定がありますので、適切な対応が必要となります。

次に、「⑨の健康診断」については、関係法令等の定めによるほか、入所児童の状況により適切に行うこととしています。

これは、大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条

例第 16 条に基づくとともに、学校保健安全法の規定に準じて行うとされており、当該保育園の子どもの状況を踏まえ、適切に実施するものとしています。

ただし、ギョウ虫検査、眼科検診、耳鼻科検診、尿検査については、私立保育園への補助対象項目としていることなどから、協定期間中は必ず実施するものと定めています。

次に、「⑩の障害児保育」については、保育所保育指針及び茨木市障害児保育実施要綱に基づき、適切に実施することとしています。

次に、「⑪の苦情処理」については、資料 5 の 4 ページ目の⑪です。

保護者等からの苦情の処理については、大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 21 条に基づき、必要な措置を講じるとともに、社会福祉法の規定及び保育所保育指針に基づき、適切な対応に努めることとしています。

次に、「⑫」については、損害賠償保険に加入するとともに、保護者に対し、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度への加入を働きかけ、児童の不慮の事故に備えることとしています。

「⑬の施設長」については、保育所で 3 年以上施設長又は幹部職員としての経験を有する者を配置することとしています。

これは、資料 5 の 4 ページ目の⑬にも示していますように、保育所保育指針において、保育の実施と運営上の根拠となる法令はもちろん、基本的な関連法令や、保育に関わる倫理等を正しく理解しておくことが必要である旨、施設長の責務として示されておりますので、より一層、施設長にふさわしい人物の配置が望ましいことから、移管先は、施設長の配置に最大限の努力を傾注するものとしています。

次に、「⑭の看護師」につきましては、専任の看護師を常勤で配置するものとしています。

なお、資料 5 の 4 ページ目の⑭に、看護師の常勤についての解釈等を示しています。

次に、「⑮の栄養士」については、移管先法人が運営している施設を含め、法人内に 1 人配置することとしています。

これは、法令等において義務付けされていませんが、その役割、必要性が高いと考えており、市におきましても、保育幼稚園課に 1 人配置していることから、移管先法人が運営している施設を含め、法人内に 1 人配置するものとしています。

保育内容の継承に係る移管条件の最後として、子どもたちへの保育環境への急激な変化を最小限に止める観点から、臨時・パート職員が、引

き続き、当該保育所での勤務を希望する場合は、移管先法人において、適切な選考に努めることとしています。

次に、4ページの「(4) 保育の充実に係る移管条件」として、①は、先ほど、ご説明した「保育時間」のことです。

②は、児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保するためのものであり、看護師の配置を義務付けしていることから、病児・病後児保育における体調不良児対応型の実施を義務付けしているものです。

③は、大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第9条及び保育所保育指針第7章に規定されているとおり、職員の資質の向上については、研修計画を作成するなど、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならないとされていることから、努力義務として位置づけています。

④は、保育所の運営管理や提供する保育サービスを評価する第三者評価の受審に努めることとしています。

第三者評価については、客観的な視点から業務改善につながるとともに、保育サービスの維持・向上につながることから、福祉サービス第三者評価を受けるよう、努力義務として、移管条件に加えています。

保育の充実に係る移管条件の最後ですが、⑤として、その他の保育サービスの充実については、多様化する保育ニーズの拡大に対応するため、移管先法人自らが、特別保育（休日保育、一時預かり保育、学童保育、家庭的保育、園庭開放等の事業）の実施に向けて、積極的に取り組むよう努めることとしています。

次に、「(5) 移管先法人への引継ぎ」として、①では、合同保育・引継保育について、規定しています。

具体的な内容としては、資料3の「市立保育所の民営化に伴う合同保育・引継保育の実施について」をご覧ください。

1ページから3ページ中段までは、民営化事業評価の内容です。

3ページ中段から5ページまでが、民営化事業評価を踏まえた、外部・庁内検討委員会における検討内容・結果（改善策）です。

そして、これまで、保護者の皆さまからいただいた主なご意見を踏まえ、改善した内容が、6ページからとなっています。

それでは、6ページをご覧ください。

合同保育における保護者からの主な意見を踏まえた改善として、その期間を3か月の固定としていますが、「茨木市立保育所民営化基本方針」に示す「(4) 移管先への引継ぎ」において、「茨木市が指定する範

困で移管先が選択する。」という定めがあることから、市としての実施基準を示し、この実施基準、もしくは、それ以上の方法による合同保育を実施するか、どちらかを選択することとしています。

また、具体的な手法については、実施基準のとおりですが、7ページをご覧ください。

1月は、所長（主任）クラス1人、乳児クラス（0・1・2歳）2人、幼児クラス（3・4歳）2人の計5人が、週3日で公立保育所に派遣され、実践を通じた引き継ぎを行うこととしています。

2月は、その体制を維持しながら、週4日で引き継ぎを行うこととしています。

3月は、保育士に加え、看護師1人が加わり、計6人が週6日で公立保育所に派遣され引き継ぎを行うこととしています。

なお、用務員（調理員）については、給食機器の操作などの引き継ぎとなるため、3月の合同保育期間中に、5日間の引き継ぎを行うこととしています。

また、派遣される保育士の固定を望まれるご意見もありましたが、固定になりますと、保育士の都合により退職されることなどへの対応ができないことから、何人かのローテーションにより、これらの課題に対応したいと考えています。

次に、同じページの「(2)引継保育」です。

保護者の皆さまからは、保育士数の充実を望むご意見をいただいておりますので、その主なご意見を踏まえた改善として、通常時でも慌しくなる年度当初の時期に、子どもの状況をよく把握している看護師を配置し、所長を含め計5人で引継保育を実施することとしています。

具体的な実施手法については8ページをご覧ください。

まず、引継保育については、原則、民間による運営が始まる4月から翌年3月までの1年間、実施することとしています。引継保育終了後の環境の変化を考慮して、引継体制及び実施日を段階的に短縮することとしています。

段階的に短縮する理由としては、「子どもたちへの影響」として、8ページの上段に記載していますが、引継保育士から再度、引継保育についての聞き取りを行った結果、「移管後の保育を実施するのは、移管先法人に所属する保育士であり、引継保育士が保育を担うということではなく、長期間、引継保育士数が多いままであると、どの保育士の言うことを聞けばいいのか、子どもたちが混乱することがある」という意見がありました。

また、そのような混乱を招いては、今後の保育園の運営に支障を及ぼすおそれがあることから、引継保育終了後の環境の変化を考慮して、引継体制及び実施日を段階的に短縮することとしています。

具体的な実施手法ですが、4月から6月は、元公立保育所の所長1人、保育士3人、看護師1人の計5人体制で、週5日、引継保育を実施します。

7月から9月は、元公立保育所の所長1人、保育士3人の計4人体制で、週4日、引継保育を実施します。

10月から12月は、元公立保育所の所長1人、保育士2人の計3人体制で、週3日、引継保育を実施します。

翌1月から3月は、元公立保育所の所長1人で、週1日、引継保育の仕上げとして、巡回保育を実施します。

なお、引継保育終了後の環境の変化を考慮して、引継体制及び実施日については、三者協議会の同意を得て、変更することができることとしています。

次に、募集要領の4ページ、「②」の三者協議会等についてです。

「ア」では、当該保育所の保護者、移管先及び茨木市で組織する三者協議会の設置、また、三者のいずれか一者からでも要請があれば開催できることとしています。

次に、「イ」では、三者協議会の役割として、移管条件の履行状況や保育内容の継続性を確認することとしています。

次に、5ページですが、「ウ」では、必要に応じて、保護者の意向調査を実施し、保育の質の向上を図ることとしています。

次に、「IV 応募法人の選考」についてです。

「1」では、応募法人の選考について、別途、選考委員会を設けて、選考する旨を規定したものです。

また、その選考にあたっては、「応募法人の保育目標、保育内容、サービスの向上、資金計画及び経理状況等を総合的に勘案して行う」と定めており、これは、資料1の「茨木市立保育所民営化基本方針」の「6 民営化の方法」における「(1) 移管先の募集及び選定の枠組み」の②に根拠を持つ内容です。

また、選考項目についてのヒアリングを実施すること、さらには、この後にご審議をいただく内容ですが、当選考委員会において定める選考基準に基づいて、各選考委員からより多くの評価が得られた法人を移管先候補法人として決定することを定めています。

なお、市は、当選考委員会における選考結果を尊重して、移管先法人

を決定したいと考えています。

次に、「2」では、応募法人が多数となった場合について、予備審査と本審査を行うことを定めており、予備審査については、選考項目による審査を実施し、2法人まで選考してから、本審査となる「ヒアリング」を実施して、再度、選考項目による審査を経て、選考する旨を示したものです。

また、応募法人が1法人の場合、もしくは、なかった場合については、募集期間の延長や市から法人に、再度、周知するなど、できる限り複数の応募法人を募集できるようにする旨を示したものです。

詳しくは、後ほど、選考基準のご審議の際に、ご説明いたします。

次に、「3」は、保育の充実に向けた、法人の姿勢をヒアリング時にアピールする旨を示しています。

「4」は、本審査の対象となった応募法人が有する児童福祉施設等への現地視察を実施できる旨を定めたものです。

「5」及び「6」は、応募法人名の公開、また、選考結果については、書面での通知とともに、移管先候補法人名以外は非公開とし、ホームページ等で公開する旨を定めたものです。

次に、「V その他」の「1」では、応募について、1法人につき1保育所としています。

「2」では、現地説明会（1日間を予定）を開催する予定ですので、それに出席するよう定めています。

6ページの「3」では、当該保護者からの希望があれば、応募法人が有する児童福祉施設の見学会を開催する旨を定めています。

「4」では、選考された法人に対して、職員の募集日程を市へ報告するよう求めています。

これは、先ほどの「保育内容の継承に係る移管条件」における「⑩」の臨時・パート職員の希望に対応するものです。

「6」では、民間園として保育所を設置することになりますので、認可を得ることとしています。

「7」では、契約の解除について定めています。

「8」では、移管後における立入調査への協力、また、移管条件等の履行についての報告などを定めています。

次に、「VI 移管スケジュール」については、そこに示しているとおりでございまして、7月下旬から8月上旬に移管先候補法人の決定を予定しておりまして、9月には、建物等の無償譲渡についての議案の上程などの内容となっています。

最後に、「申込及び申込用紙の配布等」として、申込用紙の配布の時期、申込期間及び場所、提出部数、問合せ先を示しています。

なお、申込期間を5月1日から5月17日までとしています。「会計関係の書類については、理事会承認が必要であることから、市と協議のうえ、提出期限を猶予できることがある」ことを示しています。

説明は以上です。よろしく、ご審議賜りますようお願いいたします。

委員長： ありがとうございます。

大変、膨大な資料でございますが、要するに、資料4にある事務局から提示された募集要領（案）の形で公表していかどうかということです。

市としてのスケジュールとしては、5月1日から17日までの間を募集期間としておりますので、本日の委員会において、募集要領（案）についての結論を得たいという趣旨でございます。

まず、お目通しいただいた資料について、ご不明な点などはございませんでしょうか。

資料4、募集要領の内容の大半は、市で決定している民営化の基本方針（資料1）や実施要領（資料2）に基づく内容をそのまま表したものになっています。大きな変更はなかったと思いますが、さらに条件を付すべきであるとか、ご提案もございましたら、併せて、ご発言いただきたいと思いますが、いかがでございますか。

できるだけ、多くの法人から応募いただいて、よりふさわしい法人に、これまで運営していた保育所を委ねたいと思いますので、あまり、厳密な条件を課しますと、手を挙げていただきにくくなるという面もあるかと思えます。その点では、これまで市で決めていただいた基本方針などの内容に沿った、応募資格などの条件になっているのではないかと思いますけれども、分量が多いため、すぐに判断が付きにくいと思いますが、いかがでしょうか。

A委員： 今回（25年度）の募集要領について、前回と比べて、大きく変わっているところはありますか。

事務局： 前回の民営化事業評価をしていただいたときに、協定書や募集要領にある移管条件の整理をしていただいています。

また、移管条件における看護師の常勤の位置づけなど、不明確だったものを実施要領で明確（一定、定義をした）にしています。

委員長： 移管先法人の募集の範囲を拡大したということもあります。

A委員： 具体的な移管条件としては、一定の整理をしているということですね、わかりました。

委員長： 他の委員からは、ご提案などございませんか。

B委員： 今、おっしゃった看護師のことなのですが、実施要領の12ページ、中段の「勤務体制及び看護師の身分については、子どもの状況やニーズ等を勘案して、移管先が、柔軟に設定できる」となっているのは、兼任を不可としながらも、実は、兼任が可能であるという書き方ですか。

事務局： 看護師の兼任は不可です。

勤務体制や看護師の身分について柔軟に設定できるとしていることについては、まず、看護師でも、正看護師と准看護師がございまして、勤務体制についても、基本的には、9時から5時30分としておりますけれども、これが、仮に、8時から4時30分としていただいたとしても、勤務する時間は同じでございまして、柔軟な対応をしていただきたいたいところと、正規、臨時ということもあり、そういう部分について柔軟に設定できるということにしています。

B委員： 正看護師、准看護師、時間が早くなるかも知れないという部分であって、身分についてはどうですか。

事務局： 身分については、正規やパートは問いませんということで、公立と同じ、週に5日、9時から5時30分という勤務時間分を配置していただくと、例えば、8時から4時30分、10時から6時30分など、保育所によっては、保護者のニーズや子どもの状況もございまして、柔軟に設定できるという規定でございまして。

委員長： そのほか、募集を開始するにあたって、より明確化するために、修正した方がよいという部分はございませんでしょうか。

B委員： 修正していただきたいところは、茨木市内に法人本部を置く、社会福祉法人については、児童福祉施設を運営するという条件の適用はなく、児童に対するノウハウも分からない法人だと困ると思うので、児童福祉施設を運営している法人の方がいいのではと思うのですが。

C委員： 意図としまして、多数の応募法人から選考ということがあると思うのです。B委員からご意見がございましたが、そうであってほしいと思われている部分は、確かに、そうだと思います。

ですので、正に、そこは選考委員会でどの法人を選考するかということでございまして、必ずしも、不適切であると私は思っておりません。

ただ、お気持ちとしては、おっしゃったとおりだと思います。

ノウハウがある法人が応募されて、何法人かのうちから選考するのが、より安心されると思いますが、意図として、私は、選考委員会で思っております。

委員長： 他の委員の皆さま、その点についてはいかがでしょうか。

D委員： 募集要領のⅢ、「2移管条件」の(4)で、病後児保育、体調不良児対応型の実施という、働く保護者にとっては、すごく助かることなので、一歩踏みこんだ内容となっていて、選考時においても、大事なところだと思います。

B委員： 前回のときは、看護師が0歳児を担当しながら看護師もやっていたと聞いていたので、こういう書き方だったら、もしかして、0歳児の担当をする可能性があるのかなと思ったのです。

委員長： 移管先法人の募集の範囲については、いかがでしょうか。

E委員： 前回の民営化において、応募法人が1法人ということがありました。1法人だと、比較ができませんから、そういう反省に立ってということでございますので、多数の法人から選考することが適正であるという判断に基づいていますので、おっしゃるとおり、児童福祉施設の運営という部分はあると思いますが、多数から比較して選考するということが適切であると思いますので、C委員に賛同したいと思います。

委員長： 他の委員からご意見はございませんか。

D委員： 保育士の経験年数というところで、3年以上の保育士を2分の1以上配置するなどを定めています。私たちが願うのは、子どもたちに対する保育の質だと思うので、それが継続・維持されて、子どもたちの安全・安心につながっていくと思うので、平均勤続年数というか、これはこれで条件としていいのですけれど、そういうところも含めてあれば、保育の質がキープできるということにつながっていくので、私たちの判断としては、そういうところも大事なのではないかと思います。

委員長： 応募があったあとの内容に入ってきていますが、多くの法人に手を挙げていただいて、その中からふさわしい法人を選んでいただく、その余地を初めから狭めておくのも、いかがなものかという反省に立って、新しい案を提案していただいたように思いますので、資料にある基本方針に基づいた内容での資料4「募集要領」で、何か、格別、間違っているとか、不都合とかなければ、募集の日も迫っておりますので、募集をかけていただく準備に移っていただいた方がよいという気もいたします。

選考委員会としては、応募があったところから、どのような基準で選んでいくかという議論に集中した方が生産的かなとも思いますので、この際、お諮りしたいと思います。この資料4の募集要領で、5月1日から募集の業務に入っていただくということが適当であるかどうか、お尋ねしたいと思います。

微妙な文言の訂正等の余地はあると思いますが、基本的には、本日、お示しいただいた募集要領(資料4)で募集の作業に入っていくという

ことをご了承いただけますでしょうか。

各委員： はい。

委員長： 特に、反対もないようですので、ご了承いただいたということにさせていただきます。

今のところは、特に文言の修正もございませんので、予定どおり、5月1日から17日までの募集期間ということで、作業に入っていただきますよう、お願いいたします。

それでは、次の案件、「(2) 移管先法人選考基準について」でございます。

これは、冒頭に申し上げましたとおり、非公開ということになりますので、傍聴の方には、大変、申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

それでは、「(2) 移管先法人選考基準について」の議論に移っていきたいと思います。

これも案が示されておりますので、事務局から説明を求めます。

事務局： 【「平成25年度 茨木市立保育所の民営化に伴う移管先法人の選考基準について」に基づき、説明。】

よろしく、ご審議賜りますようお願いいたします。

委員長： ありがとうございます。

当初の会議の時間が、8時までとなっておりますが、あと5分くらいで議論を尽くすことはできませんので、30分程度延長して、8時25分くらいを目途にいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、8時25分まで、延長いたします。

案件の(2)については、(1)の募集要領に応じて、応募いただいた法人の中から、多数の場合は、予備審査を行って、上位2法人、あるいは、下位を除外して、本審査では、2法人の中から実地調査やヒアリングを踏まえて、より適切な法人を選んでいただくという方法が示されています。そして、より適切な法人を選ぶ方法として、ただ今、民営化基本方針にある5項目に沿って、詳細かつ具体的な項目を示していただいております。

ただ今、ご説明いただいた資料について、不明瞭な点や疑問点などございましたら、ご質問をいただくところから始めたいと思いますが、いかがでしょうか。

C委員： 事務局から選考基準における選考方法の意味合いをもう少し、補足していただきたいのですが、「総合的に勘案して、各選考委員からより多

くの評価が得られた法人を移管先候補法人とする」という部分です。

例えば、5法人が応募されて、色々なケースが考えられると思うのですが、あくまで、各委員は、1人1票だという概念ですか、それとも、各委員の評価点を集約して、選考するのか、補足をお願いいたします。

事務局： はい。資料の選考評価表（案）をご覧ください。

仮に、5法人の応募があった場合、予備審査といたしまして、3法人以上の応募があった場合と同様に、各委員の皆さまは、選考項目における審査の結果、2法人を選考していただくこととなります。

各委員の皆さまから、2法人を選択した選考評価表（案）を提出していただくことで、下穂積、鮎川、それぞれに9人の委員がおられますので、より多くの評価が得られた法人が本審査に進むこととなります。

仮に、1法人のみの評価が高く、評価が同数の法人が複数となった場合は、評価の高い1法人を除き、同数となった複数の法人を対象に、残りの1法人を選んでいただくこととなります。

本審査の場合は、2法人の中から、ヒアリング等を通じて審査をしていただき、1法人を選んでいただくこととなります。

C委員： たくさんの選考項目がありますけれども、最終的には、それぞれの委員が、選考項目に基づく結果を踏まえ、この法人を選ぶという意思表示をするということですね。

事務局： 本審査では、1法人を、予備審査では、2法人を選んでいただくこととなります。

C委員： 総合点の方式には、これまで課題等があつてということですね。理解できました。

F委員： 選考過程として、応募法人に、どのような評価や点数であつたということは、報告されますか。

仮に、3法人から応募があつて、2法人に選考した場合、選にもれた1法人には、こういう評価であつたため、選ばれなかつたという報告はするのですか。

事務局： まず、選にもれましたというような通知はいたします。

応募法人名は、公開することになっていきますので、予備審査において、3法人から2法人に選考し、選ばれた2法人名を公表しますと、選にもれた1法人名がわかりますので、2法人による本審査の場合は、仕方がないですけど、予備審査の場合は、A、B、C法人、それぞれ何対何という結果を公表したいと考えています。

A委員： 選考評価表（案）から出てくる結果しか公表しないということですね。

事務局： そうです。

- F委員： 応募法人は、自ら高い評価だと思って応募していると思うので、A、B、Cによる評価より、少しでも平均点が高くなる方法で、結果を報告することが法人にとってはありがたいと思うのではないかと思います。
- 事務局： 選考結果については、A、B、Cではなく、何対何の票決をもって、2法人が選考されましたという結果になりますので、そのように報告したいと考えています。
- F委員： それだったらよろしいですね。細かく、ある法人は、Cの評価が多かったとかいうことになれば、点数に換算した場合に、低い点数にならないかと危惧いたしましたので。
- 事務局： 選考項目ごとのA、B、Cにつきましては、あくまでも、各委員の皆さまに法人を選考していただくための補足資料として考えていただければと思います。
- F委員： 法人の方には、分からないということですよ。
分かりました。それだったら、よろしいと思います。
- B委員： そうではなく、Aがたくさんあった法人を選びたいので、Aが何個、Bが何個、Cが何個あったという報告をしていただけたら、選考しやすいと思うのです。点数の方がいいですか。
- 事務局： 先ほど、少し、点数のこともご説明させていただいたのですが、それは、仮にというお話で、また、Aが何個、Bが何個、Cが何個となりますと、それぞれ、どれだけあれば良いのかという議論になりますので、例えば、3法人の応募があり、お1人の委員が、3法人をどういうふう
に優劣を付けるかということになりましたら、仮に、Aを3点、Bを2点、Cを1点という形にさせていただければ、その委員の方の中では、この法人が1番、2番、3番という判断をしていただけますので、その参考としていただくための目安の資料としていただき、最終的には、選考評価表（案）に記入をしていただき、提出をしていただければ、何対何という結果になると考えています。
- G委員： 選考項目ごとに、トータルの点数を出すということはないということですね。1委員が、どの法人が良いかを選ぶということですよ。
各委員の判断で、選考項目ごとに評価をすればいいということですよ。
- 事務局： そうです。
- H委員： 各委員が選考項目ごとに判断するのは普通ではあると思うのですが、最終的に「合・否」になると、各委員の思いというか、どういう思いで「合」としたのかが分からなくなるので、最終の「合・否」に対しては、

前回の委員会のことを受けた結果だと思うので、特に意見はないのですけれども、各委員がどういう思いで判断されたのかということを経験の中で共有したいと思っているのですが、どうでしょうか。

委員長： いかがでしょうか。それは、審議の中で発言は自由ですので、A委員は、この点について、どう評価されましたかというふうにお尋ねになって、何も制約はありません。

今回は、法人の対象を拡大したので、期待としても、たくさんの法人に応募をいただきたいのですけれども、ヒアリングとか、現地視察とかがありますので、応募があった全ての法人に対して、ヒアリングや現地視察するのは、時間的にも大変であるということもあって、予備審査と本審査に分けて、法人の数を減らしていくと、そうすると点数を付けてしまえば、その時点で点数の高い法人に決まってしまうので、ちょっと乱暴かなという点もあります。たくさんある法人の中から、2法人を選考しておいて、より良い2法人から、ヒアリングなどの結果から、さらにより良い法人を選ぼうと、そういうときの考え方として、このような方法が提案されていると思います。

A、B、Cについては、3点、2点、1点としてもいいし、各委員の内部で評価をするときの補助として色々な使い方をすることが想定されていて、絶対、このA、B、Cでということではないと思います。

予備審査と本審査の際に、表に出る結果としては、選考評価表（案）にある票決といいますか、「合・否」の結果を集約して、「合」とされた法人が何票あったかというのは、公開請求をすれば分かるものですし、審議の中でお尋ねがあれば、各委員は、差し支えない範囲でおっしゃっていただければと思うのですが。

事務局： H委員のご意見の趣旨といたしまして、評価する方法を今回改めるといことによりまして、各委員の皆さまで判断していただく選考項目ごとの評価が見えにくくなるということ、また、考え方は、各委員の皆さまによって違うとは思いますが、判断の理由を知ることによって納得した選考ができるという趣旨からのご意見・ご発言だったと思いますので、意見交換ができる機会を確保していただけるかどうかをご審議いただきたいということだったと思います。

委員長： 今の点については、そういうご提案があったということで、もちろん、それは、委員会の審議のやり方として、排除することなく自由に委員間で、ある委員は、5項目ある中で、どの項目を重点的に評価したとか、それはお尋ねになって公表していただく、あるいは、お尋ねがなくても、主張していただくと、そういう運営の仕方にさせていただきたいと存じ

ますけれども、よろしいでしょうか。

ご異論がなければ、そういうふうに取り扱ってまいります。

E委員： 意見交換することは、良いことだと思います。

各委員は、それぞれの専門家ですから、本当は、各委員の判断で任せられるところだと思います。

ただ、どういう判断かというところで意見交換をしたいということは良いと思うのですが、その場面というのは、予備審査で1回、最終で1回するという考えでよろしいのでしょうか。

毎回、意見交換するのであれば、会議録が要点筆記ということになるので、この意見交換の内容も公開したいという考えをお持ちなのですか。

H委員： 公開することで、市民の利益になると思うのです。

それぞれの立場から、どういう視点で法人を選んだか、市民が知ること、この法人になったということが分かり、安心につながるかなと思います。

E委員： 公表していくべきという考えですね。

H委員： できれば、公開していく方が良いかなと思いますが、委員会の中だけでしかできないことだったら、せめて、ここにいる委員の中で共有したいのです。

例えば、この法人が良いと思ったけれど、総合的に委員会としては、そうではなかったときに、納得ができるかなと思って、提案をさせていただきました。

E委員： 結果的に、一番、良い法人を選ぼうということですから、各専門家の委員が意見を出し合って法人が選ばれたということになれば、納得ができるということですね。

H委員： はい。

E委員： 会議録の関係については、会議が非公開ということもあり、意見交換をして、選考するという事は良いと思いますけれど、公表できる部分等についての配慮が必要だと思います。

条例等に抵触する部分については、非公開とすることになると思いますが、そのあたりが、一番の議論になってくるところだとは思いますが。

委員長： 情報公開条例と会議の公開に関する指針に沿って、会議録の公表について、まず、各委員の皆さまにお目通しいただきますので、その場合に、例えば、法人の内部組織とか、経営状態とか、そういう機微情報に関わる発言があった場合には、該当の委員から、このところは条例等の該当項目に根拠があるので、議事録から削除しておくというような取り扱いが可能であれば、議論は、自由にしていただいて、よろしいのではな

いかと思います。

条例と指針に沿って、要点筆記の議事要旨の公開について、法人の情報など、できる範囲で必要な配慮をすれば、各委員も自由にご発言できるのではないのでしょうか。

審査の基準が変わりますので、重要な点だと思います。

(案)のような基準にするということ自体について、ご意見を賜りたいと思いますが、従来の基準と変わっている点もございますので、その点も踏まえて、ご意見をお願いしたいと思います。

また、時間も迫っておりますので、どうしても、今日中に議論を進めておきたいということでしたら、再度、延長いたしますが、あるいは、資料をお持ち帰りいただいて、この資料は公表しないということですので、取り扱いには十分にご注意いただき、お持ち帰りいただいて、詳細にご検討いただいた上で、一定の期間までに事務局に、メール等でご意見をお寄せいただき、それをまとめ、次回の委員会の冒頭に、再度、審議を行うという方法も取れるかと思いますが、委員の皆さまのご意向をお伺いしたいと思います。

特に、大きな変更をしていただきたいということがあれば、ご発言をいただきたいと思います。

公募は、5月1日からということですが、どれ位の応募があるかも分かりませんので、それと平行して基準の審議はできると思います。

これまでの資料の説明をお聞きになって、分からない点やこうした方が良いのではないなどのご意見やご提案、ご質問があれば、残りの時間で承りたいと存じますが、各委員の皆さま、いかがでございますか。

持ち帰っていただいて、また、意見を事務局の方にいただくということにいたしましょうか。

各委員にご異論がなければ、次の委員会の冒頭で基準については、最終的に決定ということにして、少し、考えていただく時間を持っていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

委員長： それでは、そのような取り扱いにしたいと思います。

具体的なお意見を事務局にお寄せいただく期限といたしますか、目安をどのくらいにいたしましょうか。

事務局： 4月末ではいかがでしょうか、ちょうど、1週間くらいですが。

それとも、もう1週間、期間を設けた方がよろしいでしょうか。

委員長： いかがでしょうか。スケジュールもあると思いますので、4月30日までに、メール等、方法は問いませんが、事務局までご意見をお寄せい

ただければと思います。

それを集約した資料を次回の委員会の冒頭に審議の対象にするという
ような運びにさせていただきます。

それでは、くれぐれも、公表しない資料ということにしておりますので、
取り扱いにご注意いただくようお願いいたします。

E委員： もし、意見を4月末で集約できれば、その意見を共有できた方が
良いと思いますので、次の会議の冒頭でということになれば、そこからまた、
考えないといけないことも出てきますので、会議が始まるまでに見せて
いただくようにしていただきたい。

委員長： それでは、4月末までにご意見をお寄せいただいて、そのご意見に
基づいて、選考基準の修正案などを創っていただく。再度、その修正案を
各委員に送付して、ご意向を固めていただいて、第2回の委員会の冒頭
に、それぞれの委員からご発言をいただき、第2回の委員会において基
準を決定していただくというような進行にしたいと思いますので、よろ
しくお願いいたします。

それでは、「7 案件」の(2)が、今日のところは終了いたしました。

(3)のその他でございますけれども、事務局の方から何か、予定され
た案件がございますでしょうか。

事務局： 本日は、専門的な視点や子育て当事者の観点から、貴重なご意見、ま
た、長時間にわたりまして、慎重なご審議を賜り、誠にありがとうございます。

今後のスケジュールでございますけれども、本日、ご審議をいただき
ました募集要領につきましては、5月1日から17日にかけて、移管先
法人を募集したいと考えております。

また、次回、委員会の日程調整をさせていただきたいと考えておりま
す。一応、5月20日から24日の間で、下穂積保育所、鮎川保育所それ
ぞれに開催をさせていただきたいと考えております。

現段階で、ご都合の悪い日は、ございますでしょうか。

時間帯は、本日と同じく、午後6時からの予定としています。

特に、現段階で、ご都合の悪いということがなければ、改めて、事務
局から日程調整をさせていただきますので、ご連絡をさせていただきたい
と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長： もし、前の会議等が長引くようであれば、少し、会議の時間を遅らせ
るということも可能でしょうか。

事務局： それは可能だと思います。

委員長： また、事務局の方から詳細な日程の調整をしていただけるということ

で、今日のところは、具体的な日取りが決まっておりませんが、後日、連絡をさせていただきます。

予定している案件は、以上のおりでございます。

それでは、委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。